

総社市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年9月20日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第31号

総社市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市保育の必要性の認定基準に関する条例施行規則（平成27年総社市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（保育の必要性の認定及び施設利用の手続）</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の規定に基づき、子どものための教育・保育給付を希望する小学校就学前子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、<u>総社市教育・保育給付認定（現況）申請書兼施設利用申請書</u>（以下「<u>給付認定等申請書</u>」という。）に必要事項を記載し、関係書類を添付して市長に提出し、保育の必要性の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「施設」という。）を利用しようとする保護者は、<u>給付認定等申請書</u>に必要事項を記載し、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の<u>給付認定等申請書</u>の提出があった場合において、<u>教育・保育給付認定</u>をした場合は<u>支給認定証</u>により、<u>教育・保育給付認定</u>をしない場合は認定しない旨の通知書により保護者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（<u>教育・保育給付認定等内容変更の手続</u>）</p> <p>第3条 前条第3項に規定する<u>支給認定証</u>を受けた者が提出した<u>給付認定等申請書</u>の<u>教育・保育給付認定</u>に係る記載事項に変更が生じたときは、保</p>	<p>（保育の必要性の認定及び施設利用の手続）</p> <p>第2条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条の規定に基づき、子どものための教育・保育給付を希望する小学校就学前子どもの保護者（以下「保護者」という。）は、<u>総社市支給認定（現況）申請書兼施設利用申請書</u>（以下「<u>支給認定等申請書</u>」という。）に必要事項を記載し、関係書類を添付して市長に提出し、保育の必要性の認定を受けなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業（以下「施設」という。）を利用しようとする保護者は、<u>支給認定等申請書</u>に必要事項を記載し、関係書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の<u>支給認定等申請書</u>の提出があった場合において、<u>支給認定</u>をした場合は<u>支給認定証</u>により、<u>却下</u>した場合は<u>支給認定申請却下通知書</u>により保護者に通知するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（<u>支給認定等内容の変更手続</u>）</p> <p>第3条 前条第3項に規定する<u>支給認定証</u>を受けた者が提出した<u>支給認定等申請書</u>の<u>支給認定</u>に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は<u>支給</u></p>

改正後	改正前
<p>護者は教育・保育給付認定変更申請書によりその旨を速やかに市長に申請しなければならない。</p> <p>2 前条第4項に規定する施設利用承諾通知書又は施設利用保留通知書を受けた者が提出した給付認定等申請書の施設利用に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は施設利用変更申請書によりその旨を速やかに市長に申請しなければならない。</p> <p>(教育・保育給付認定等内容変更の通知)</p> <p>第4条 市長は、教育・保育給付認定変更申請書の提出があった場合、また職権で教育・保育給付認定等の内容を変更するときは、教育・保育給付認定等内容の変更通知により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、施設利用変更申請書の提出があった場合、利用施設の変更を承諾したときは施設利用承諾通知書により、保留としたときは施設利用保留通知書により保護者に通知するものとする。</p> <p>(利用の中止等)</p> <p>第5条 施設の利用を中止しようとする保護者は、速やかに施設利用変更申請書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったとき、小学校就学前子どもが保育認定基準を満たさなくなったとき、又は、転出、死亡等により保育の実施を解除したときは、当該施設及び保護者に施設利用解除通知書を送付しなければならない。</p>	<p>認定変更申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前条第4項に規定する施設利用承諾通知書又は施設利用保留通知書を受けた者が提出した支給認定等申請書の施設利用に係る記載事項に変更が生じたときは、保護者は施設利用変更・解除申請書によりその旨を速やかに市長に届け出なければならない。</p> <p>(支給認定等内容変更の通知)</p> <p>第4条 市長は、支給認定変更申請書の提出があった場合、また職権で支給認定等の内容を変更するときは、支給認定等内容の変更通知により保護者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、施設利用変更・解除申請書の提出があった場合、利用施設の変更を承諾したときは施設利用承諾通知書により、保留としたときは施設利用保留通知書により保護者に通知するものとする。</p> <p>(利用解除手続)</p> <p>第5条 施設の利用を中止しようとする小学校就学前子どもの保護者は、速やかに施設利用変更・解除申請書を施設長を経由して市長へ提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の施設利用変更・解除申請書を受理したとき、小学校就学前子どもが保育認定基準を満たさなくなったとき、又は、転出、死亡等により保育の実施を解除したときは、当該施設及び保護者に施設利用解除通知書を送付しなければならない。</p>

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。